



北

区

子どもの未来 応援プラン

東京都北区子どもの貧困対策に関する計画

概要版

平成29年3月

I 計画策定について

計画策定の趣旨

平成25年国民生活基礎調査(厚生労働省)では、平成24年時点の日本の子どもの貧困率は16.3%となり過去最高を更新しています。

北区では、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、「北区子どもの未来応援プラン(東京都北区子どもの貧困対策に関する計画)」を策定することとしました。

計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

計画の対象

原則18歳未満の子どもとその家庭としますが、施策によっては概ね20歳未満までの子どもとし、以下のいずれかの状態にある者としています。

- 現在、経済的困窮状態にある子どもとその家庭
- 保護者に疾病・障害がある家庭やひとり親家庭などのうち、将来、経済的困窮状態になる危険性の高い子どもとその家庭など

子どもの貧困のとりえ方

経済的困窮状態であることにより、子どもの成長や学習に必要なものが不足していたり、社会的・文化的な経験の機会が取り上げられなかったりすることや、社会的に孤立していて支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうなど、将来を担う子どもが健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている状況を「子どもの貧困」ととらえます。

II 北区の子どもを取り巻く現状

◎ 生活保護世帯の18歳未満の子どもの数

(北区) 平成23年度 ……667人(1.8%)
→平成28年度 ……583人(1.4%)
(全国) 平成23年度 ……1.4%
→平成27年度 ……1.2%(北区1.5%)

◎ 生活保護世帯の子どもの 高等学校等への進学率

(北区) 平成27年 ……88.3%
(子ども全体98.3%)
(全国) 平成27年 ……92.8%

◎ 児童扶養手当、 児童育成手当受給世帯数

児童扶養手当 平成23年度 ……2,115世帯
→平成27年度 ……1,963世帯
児童育成手当 平成23年度 ……2,998世帯
→平成27年度 ……2,903世帯

※児童扶養手当:18歳に達した日の属する年度末までの児童(中度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育するひとり親家庭または父か母に重度の障害がある家庭に支給する手当(国制度)

※児童育成手当:18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育するひとり親家庭または父か母に重度の障害がある家庭および20歳未満の障害児を養育する家庭に支給する手当(東京都制度)

◎ 就学援助を受ける児童生徒数

(北区) 小学校 平成23年度 ……3,120人(26.8%)
→平成27年度 ……2,675人(23.0%)
中学校 平成23年度 ……1,755人(37.9%)
→平成27年度 ……1,573人(34.2%)
(全国・東京都) 平成25年度 ……全国 15.4%、
東京都 22.3%、
北区 29.6%(小中計)

※就学援助は自治体により認定基準の一部が異なる状況があるため、参考値となります

III 計画策定に向けた実態調査

北区における子どもの貧困の実態を把握するため、以下のとおり調査等を実施しました。

◎ 実施概要

調査種類	対象
区民アンケート	18歳未満の子どもがいる世帯4,000世帯及び児童育成手当受給世帯2,000世帯
小学校5年生アンケート	区立小学校に通う小学校5年生児童全員とその保護者
施設等利用者アンケート	区内の児童養護施設で生活する中学生・高校生や定時制高等学校の生徒、フリースクールに通う中学生・高校生の年代の子ども
支援者ヒアリング	関係機関や学校関係者、NPO法人等計19機関・団体

◎ 主な調査結果

貧困線を下回る世帯の3割半ば、ひとり親世帯の約3割の子どもが授業が『わからない』(全体21.4%)

貧困線を下回る世帯の子どもの3割超が勉強が『好きではない』(全体20%)

貧困線を下回る世帯の5%、児童育成手当受給世帯の1割の子どもが夕食を『子どもだけ』で食べている(全体5.9%)
(『子どもだけ』で食べる理由は、全体の2割半ば、児童育成手当受給世帯の4割半ばの子どもが「就業による親の不在」)

貧困線を下回る世帯、児童育成手当受給世帯の約1割が、過去1年間で必要な食料が買えなかった経験が『あった』(全体2.5%)

貧困線を下回る世帯の1割超、児童育成手当受給世帯の約2割が「相談相手がおらず、ほしい」(全体8.9%)

貧困線を下回る世帯、ひとり親世帯の4割は、経済的に大学・大学院までの教育を受けさせられない(全体15.4%)

貧困線を下回る世帯、児童育成手当受給世帯の約7割が学生ボランティア等による学習支援を『利用したい』(全体53.2%)

※貧困線を下回る世帯:世帯の1人当たりの手取り収入が、国の貧困線(122万円)に満たない世帯

Ⅳ

実態調査等から見てきた状況

調査結果等から明らかになった、子どもの貧困による主要な課題を以下のとおり、整理しました。

【困難を抱える家庭等の状況】

1 困難を抱える家庭の子どもの状況

- 子どもの生活習慣の未定着や、社会性や道徳性を育むための経験が不足している傾向
- 自己肯定感や、学習意欲、授業の理解度が低い傾向
- 学習塾などの習い事や家庭学習などの学校外の学習機会が少ない傾向
- 就業による親の帰宅が遅いなどの理由から、夕食の「孤食」の状況
- 経済的な理由により、将来、進学や就学をあきらめざるを得ない状況



【課題】

子どもが自己肯定感や生活習慣などの人間形成の基礎を育む乳幼児期からの対応

◆施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

学齢期の子どもが、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことができる教育環境の整備

◆施策2 学校教育における学び、成長の支援

家庭環境や経済状況により、家庭学習が不十分であったり、家で一人で過ごすことの多い子どもに対する、家庭機能を補完するための取組み

◆施策3 子どもの居場所づくりの推進

困難を抱えやすい子ども（若者）の社会的自立に向けた支援

◆施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

母子保健や学校などの様々な関わりの中で、困難を抱える家庭を早期に把握し、支援につなぐための取組み

◆施策5 孤立しないしくみづくり

保護者の自立と就労を支援するとともに、収入の安定した正規雇用につなぐ取組み

◆施策6 保護者への就労、生活支援

困難を抱える家庭を地域全体で見守り、ささえる取組み

◆施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

2 困難を抱えやすい子ども(若者)の状況

- 児童養護施設等に入所している子どもは、退所とともに自立しなければならない大変厳しい状況
- 高校中途退学や無業等の状態にある若者は、将来、貧困や社会的孤立につながる危険性が高い状態

3 困難を抱える家庭の保護者の状況、社会的孤立

- 困難を抱える家庭の保護者は、健康面での不調や精神的な負担を感じている割合が高い。
- 就業においては、非正規雇用の割合が高い。
- ひとり親家庭では、家計と子育ての担い手の役割を一人で果たしているため、心身に大きな負担を抱えている。
- 保護者の就業は、子どもが働く姿を見て、労働の価値や意味を学ぶことにもつながる。
- 困難を抱える家庭では、地域との関わりが希薄だったり、相談する相手がいないなど、社会的孤立の傾向がある。
- 社会的孤立の状況は、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう可能性がある。

V 北区の子どもの貧困対策の基本的な考え方

基本目標

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組みます。

貧困の連鎖の解消のための3つの柱

国及び東京都と連携を図りながら、子どもや家庭と密接に関わることのできる自治体として、貧困の連鎖の解消のための3つの柱に基づき、実効性の高い施策を展開します。

柱1 子どもの育ち、学びをささえる

すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境や経済状況にかかわらず、自己肯定感や意欲を持ち、希望をもって夢に挑戦できるよう、困難に負けない生きる力を育み、成長をささえる環境を整えます。

施策1	乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援
施策2	学校教育における学び、成長の支援
施策3	子どもの居場所づくりの推進
施策4	困難を抱えやすい子ども(若者)への支援

柱2 ライフステージに応じた相談・支援

困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、様々な場面や関わりの中から子どもの貧困のサインを早期に把握し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援に確実につなぐための仕組みをつくります。

また、困難を抱える家庭の保護者への就労支援や生活支援等により、生活自立を応援します。

施策5	孤立しないしくみづくり
施策6	保護者への就労、生活支援

柱3 地域全体で見守り、ささえる

地域を構成するすべての人が子どもの貧困問題に対する関心や理解を深め、地域社会全体で困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、ささえるネットワークを構築します。

施策7	地域全体でささえるネットワークの構築
-----	--------------------

Ⅵ 北区の子どもの貧困対策に関する取組み

柱1 子どもの育ち、 学びをささえる

施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

困難を抱える家庭の子どもを含むすべての乳幼児期の子どもが、今後の育ちや学びをささえる基盤となる基本的な生活習慣や自己肯定感を育みながら健やかに成長できるよう、子どもの育ちを支えます。

【取組みの方向性】

1. 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援
 - (1) 質の高い教育・保育の提供
 - (2) 育ちの連続性を重視した学齢期への円滑な接続
 - (3) 経済的負担の軽減
2. 発達に課題のある乳幼児への支援

【重点検討項目】

- 小学校教育への連続性を重視した就学前の教育・保育の質の向上
- 児童館の子どもセンターへの移行の推進

施策2 学校教育における学び、成長の支援

困難を抱える家庭の子どもを含む、すべての学齢期の子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育み、困難な状況にあってもたくましく生きる力を身に着けられる教育環境を整えます。

【取組みの方向性】

1. 家庭環境や経済状況に左右されない学力保障の推進
2. 豊かな心を育む多様な体験活動、キャリア教育の充実
3. 個に応じたきめ細かな教育の推進
4. 不登校対策の推進
5. 学びをささえる就学支援の推進
6. 子どもの貧困問題に対する学校における理解促進

【重点検討項目】

- 確かな学力向上プロジェクトの推進
- 就学援助、奨学資金の貸付などの就学支援のあり方の検討
- 子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施

施策3 子どもの居場所づくりの推進

経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもの状況に寄り添った学習の場や居場所の提供を推進し、困難を抱える家庭の子どもの将来的な自立を促進します。

困難を抱える家庭の子どもを含む、すべての子どもたちが、放課後等を安全・安心に過ごすことができる多様な学習の場や居場所づくりを推進します。

柱1 子どもの育ち、 学びをささえる

【取組みの方向性】

1. 困難を抱える家庭の子どもの状況に寄り添った学習支援
2. 区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり
3. 子どもの学習支援や子ども食堂などの居場所づくりに取り組むNPOやボランティア団体等への支援

【重点検討項目】

- 生活困窮世帯、ひとり親世帯等の子どもを対象とした学習支援事業の充実
- 区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり
- 学童クラブ、わくわく☆ひろばの学習支援の充実
- NPOやボランティア団体等の活動助成など支援のあり方の検討

施策4 困難を抱えやすい子ども(若者)への支援

児童養護施設等を退所する子どもや、高校を中途退学したり無業等の状態にある若者など困難を抱えやすい状況にある子ども(若者)が、希望する未来を実現できるよう応援、支援します。

【取組みの方向性】

1. 児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組みの検討
2. 若者の就労支援事業への参加につながる取組みの推進
 - (1) 就労支援事業への誘導強化
 - (2) 高校生の就職支援

【重点検討項目】

- 児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組み
- 困難を抱えやすい若者の就労支援事業への誘導強化

柱2 ライフステージに 応じた相談・支援

施策5 孤立しないしくみづくり

困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、母子保健の取組みや保育園・幼稚園、学校などでの関わりの中で気づき、必要な支援が確実につながるしくみを構築します。

【取組みの方向性】

1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
2. 学校を窓口とした相談支援体制の強化
3. 支援につながるしくみづくり
 - (1) 教育・福祉の関係機関の更なる連携強化
 - (2) 相談しやすい環境の整備(相談支援体制のワンストップ機能の強化)
 - (3) わかりやすい情報発信による窓口や支援への誘導の強化
 - (4) 子どもの貧困の理解を深め、支援につなぐための職員のスキルアップ
4. 情報共有のあり方の検討

柱2 ライフステージに応じた相談・支援

【重点検討項目】

- 乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない家庭への働きかけ、支援の検討
- スクールソーシャルワーカーの活用、充実
- 教育と福祉の関係機関の更なる連携強化の推進
- 児童扶養手当等申請窓口への相談コーナーの設置
- ひとり親家庭等に向けた支援のパンフレット作成などのわかりやすい情報発信
- 子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施【再掲】
- 関係機関による情報共有のあり方の検討

施策6 保護者への就労、生活支援

経済的に困難な状況にある家庭やひとり親家庭の保護者に対し、生活に関する相談や個々の状況に応じたきめの細かな支援を行い、生活自立を応援します。

特に、家計と子育ての両方を一人で担うひとり親家庭に対しては、資格取得などの正規雇用につながる支援や、精神的負担の軽減も含めた総合的な支援を図ります。

【取り組みの方向性】

1. 保護者の就労支援の推進
2. ひとり親家庭への生活支援の充実
3. 暮らしを支える給付、貸付制度

【重点検討項目】

- 生活困窮世帯の保護者への自立支援の推進
- ひとり親家庭の保護者への就労支援の充実
- ひとり親家庭への生活支援の充実

施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

子どもの貧困について、地域の理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、ささえる人材や活動のすそ野を広げるとともに、関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の協力関係のもと、困難を抱える家庭の子どもと保護者を地域全体で見守り、ささえるネットワークの構築に取り組めます。

【取り組みの方向性】

1. 子どもの貧困の地域の理解を深め、協力を呼びかける取り組み
2. 多様な主体の活動を支援し、支援の選択肢を広げる取り組み
3. 地域全体で見守り、ささえるネットワークづくり

【重点検討項目】

- 区民向け講演会をはじめとした啓発活動の実施
- 北区応援サポーター寄附制度への子どもの貧困対策に関するメニュー設定
- NPOやボランティア団体等の活動助成など支援のあり方の検討【再掲】
- 地域ネットワークづくり等の役割を担うコーディネーターの配置

柱3 地域全体で見守り、ささえる

VII 計画の進捗状況の把握

本計画の進捗や効果を把握するため、子どもの貧困に関する17項目の指標を設定し、その数値の変化を確認することで、子どもの貧困の状況を把握し、取組みの検証・評価を行います。指標は、必要に応じて見直しや追加を行っていきます。

◎ 北区における子どもの貧困に関する主な指標

対象期	指標名
妊娠・出産期	妊娠届出後の妊婦への面接を実施する割合
乳幼児期	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合 など2項目
小・中学生	子どもの朝ごはん摂取率、「北区基礎・基本の定着度調査」の児童・生徒の達成率、生活保護世帯の子どもの高校進学率 など11項目
高校生	区内都立高校の中退者数(率) など2項目
ひとり親家庭	ひとり親家庭に対する就労支援事業による就業率及び正規雇用率

VIII 計画の推進

本計画の推進にあたっては、北区の教育・子育て施策・保健・福祉・雇用など様々な分野の施策や事業を、子ども自身の成長・自立の視点に立って、これまで以上に相互に連携し、横断的に取り組んでいく必要があります。また、教育・医療・福祉の関係機関や企業、産業団体等に広く協力を呼びかけるとともに、地域やNPO、ボランティア等による主体的な活動の促進を図ります。

計画の進行管理

北区子ども・子育て会議において、施策の進捗状況や対策の効果等を検証・評価し、必要に応じて、見直し、改善を図ります。

「子ども」・かがやき戦略推進本部等において、庁内の関係部局間における横断的な調整と情報の共有を図ります。

国・東京都への働きかけ

国や東京都などの関係機関との適切な役割分担のもと、更なる連携強化を図るとともに、必要に応じて働きかけを行います。

子どもの貧困に関するデータや情報の収集

他自治体での実態調査の結果や取組みの好事例などのデータや情報を積極的に収集し、北区の状況の変化や取組みの成果等の把握に努め、今後の計画や指標の見直し、改善に活用していきます。

編集・発行 東京都北区教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課
〒114-8546 東京都北区滝野川 2-52-10
電話 03 (3908) 9097

刊行物登録番号
28-1-131